

(趣旨)

第1条 この要綱は、日野市エコクマ・エコアラのデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、日野市が著作権を有している別記第1のデザイン、商標登録第5396598号（エコクマ）、商標登録第5396599号（エコアラ）並びにこれらを展開したものとす。

(使用基準)

第3条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用できるものとする。

- (1)日野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (2)日野市の事業又は日野市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (3)キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4)自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (5)法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (6)特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合
- (7)キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8)その他日野市長（以下「市長」という。）がその使用について不相当であると認める場合

(使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合及び市が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめキャラクター使用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しその許諾を受けなければならない。

- (1)会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2)キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3)製造もしくは販売に係る保健所の営業許可書の写し、製造または販売する店舗一覧（食品の場合のみ）
- (4)その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用の許諾)

第5条 市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第3条の使用基準に適合し、かつ、市のPRに寄与すると認めるときは、2年を超えない範囲で使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要であると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、使用許諾を行ったときは、キャラクター使用（変更）許諾書（第2号様式）により、使用許諾をしなかったときは、キャラクター使用不許諾通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 前条のキャラクター使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターを使用する者は、キャラクターのイメージを損なうデザインの改変をしてはならないこと
- (2) 許諾された使用内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと
- (3) 商標登録第5396598号については「エコクマ®」、商標登録第5396599号については「エコアラ®」との表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) キャラクターの使用に係り、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（利用料）

第7条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 第5条による使用許諾の権利は、第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（許諾内容の変更）

第9条 第5条によりキャラクターの使用許諾を受けた者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更許諾申請書(第4号様式)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクター使用(変更)許諾書（第2号様式）により通知するものとする。

（報告及び調査）

第10条 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（違反等に対する取扱い）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 前項の規定による請求等及び許諾の取消し並びにその他キャラクターの使用に関し、使用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第 12 条 市は、キャラクターの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない

2 使用者は、キャラクターを使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼささないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に被害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(庶務)

第 13 条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、環境共生部環境保全課において処理する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成 26 年 月 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

キャラクター使用申請書

年 月 日

（あて先） 日野市長

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

（法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。）

日野市のキャラクターを使用したいので、下記の通り申請します。

届出区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
使用目的	
使用方法 (使用箇所、使用規格等、販売価格、製造予定数、販売場所、販売先等を記入してください)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用キャラクター	<input type="checkbox"/> エコクマ <input type="checkbox"/> エコアラ
連絡責任者	担当者名： 所 属： 電話番号： メールアドレス：
添付書類	<input type="checkbox"/> 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料 <input type="checkbox"/> キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等 <input type="checkbox"/> 製造もしくは販売に係る保健所の営業許可書の写し、製造または販売する店舗一覧（食品の場合のみ） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条及び第9条関係）

キャラクター使用（変更）許諾書

年 月 日

様

日野市長

印

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用について、次のとおり許可します。

許可番号	
使用目的	
使用方法	キャラクター使用申請書に記載のとおり
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用キャラクター	<input type="checkbox"/> エコクマ <input type="checkbox"/> エコアラ
特記事項	

第3号様式（第5条関係）

キャラクター使用不承諾通知書

年 月 日

様

日野市長

印

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用について、次の理由により承諾いたしません。

理由	
----	--

年 月 日

(あて先) 日野市長

キャラクター使用(変更)許諾申請書

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

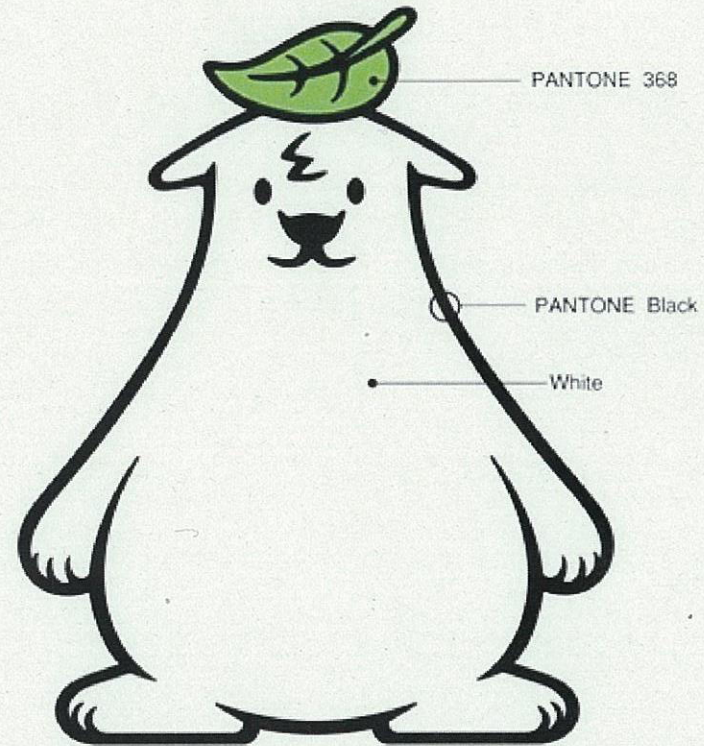
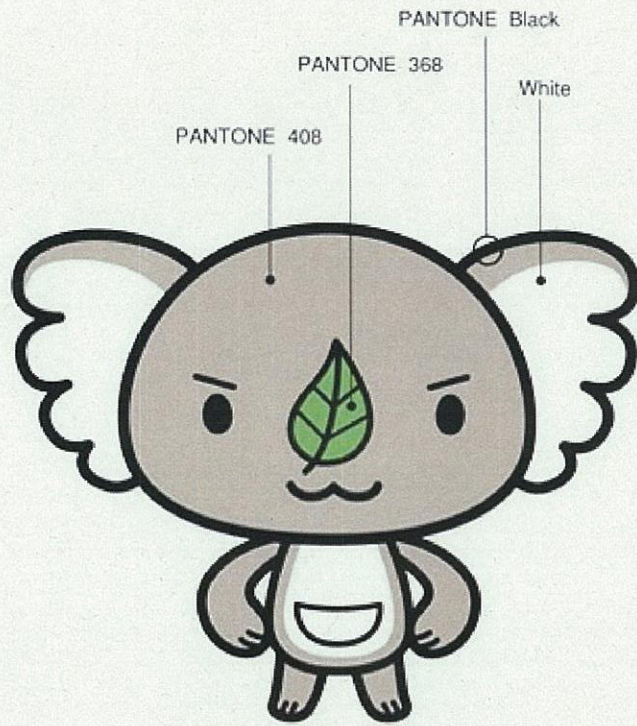
〔法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。〕

キャラクター使用許諾番号第  
申請します。

号の内容について、下記のとおり変更したいので

記

変更する項目	
変更する内容	



	(エコアラ) C : 60% Y : 100% (エコクマ) C : 50% Y : 100%	PANTONE 368
	M : 15% Y : 15% K : 31%	PANTONE 408
	K : 100%	PANTONE Black
		White